（Ｒ６．２）

神戸市看護大学と取引のある事業者の皆様へ（お願い）

神戸市看護大学では，公的研究費に係る契約事務について，法令等に基づく適正な事務処理を行うとともに，不適正な経理処理の防止に取り組んでいます。

事業者の皆様には特に下記の点について，ご理解とご協力いただきますよう，よろしくお願いします。

１．書類への必要事項の記載のお願い

○ 見積書・納品書（履行届）・請求書の記載事項は，日付も含めて必ず事業者様が記載いただきますようお願いいたします（本学教職員は記載できません）。

２．本学からの発注・検収業務について

○ 本学からの発注は，原則として事務局職員が行い、教員から直接、事業者の皆様への発注は行わないこととしております。また、検収業務も事務局職員が行いますので、事務局へ納品して下さい。

３．本学教職員からの不適切な要請があった場合

経理処理に関する不適切な処理を求められた場合はもちろん，契約業務の執行に際して，契約業務には関係の無いことを強いるなど，本学教職員から不適切な経理処理の要請があっても、応じる必要はありません。

本学では次のとおり，公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口を設置しております。

◇「相談窓口」

◆神戸市看護大学事務局 経営管理課
電 話 ０７８－７９４－８０８０(代表)
ＦＡＸ ０７８－７９４－８０８６(代表)
電子ﾒｰﾙ tuho@kobe-ccn.ac.jp

◇「外部通報窓口」

公益通報の外部通報窓口である「江戸町法律事務所」もご利用いただけます。

公益通報窓口

４．本学の調査実施に際してのお願い

本学では，公的研究費の公正かつ適正な執行を図る取組みの一環として，調査対象となる契約を抽出し、相手方事業者様から本学との取引に係る資料と，本学の保有する会計書類とを突合する事務調査を適宜、実施しています。

事業者の皆様におかれましては，協力要請を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

５．不適切な取引に関与した事業者への対応について

○ 本学では、公的研究費の不正使用を防止するため，公的研究費の管理・監査体制を定めています。詳しくは本学のホームページをご覧下さい。（http://www.kobe-ccn.ac.jp/）

○ 不正な取引に関与した事業者に対しては、「神戸市指名停止基準要綱」に準じた取扱いを行います。（https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/kobe/contents/1002010036144/files/simei_teisi_youkou_20230301.pdf）

※お問合せは、神戸市看護大学事務局経営管理課 078-794-8080 までお願いします。